



# 五管区水路通報第26号

## 213項-219項

令和5年7月7日

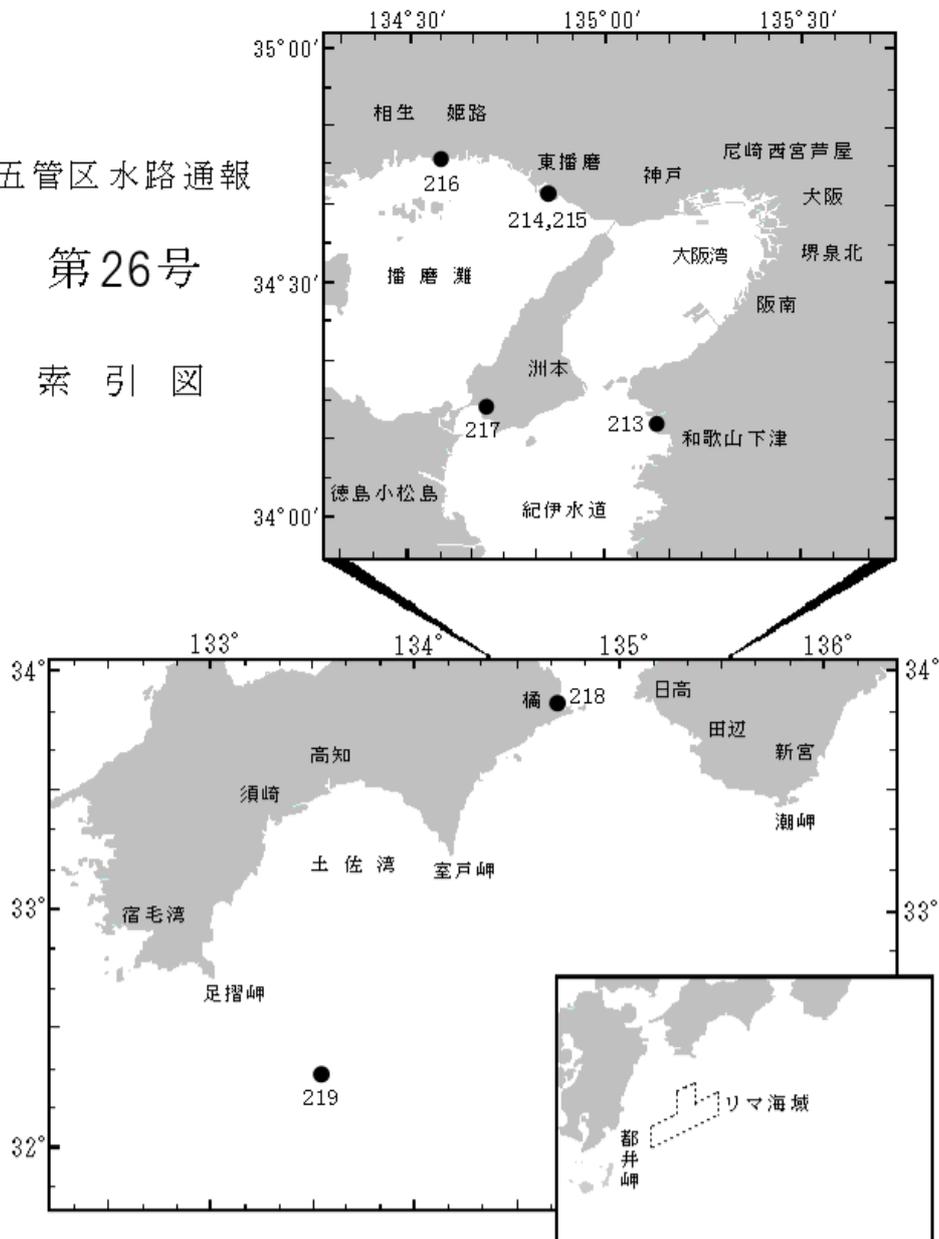
※本通報に使用している経度、緯度は世界測地系(WGS-84)に基づいています。

第213項	紀伊水道	和歌山下津港、和歌山区、南区	航泊禁止区域設定
第214項	瀬戸内海	東播磨港	魚礁存在
第215項	瀬戸内海	東播磨港	沈船存在
第216項	瀬戸内海	姫路港、網干区、第2区	灯浮標廃止
第217項	瀬戸内海	淡路島、福良港	防波堤築造工事
第218項	紀伊水道	橋港	水深減少等
第219項	四国南岸	足摺岬南方	機器試験

五管区水路通報

第26号

索引図



※項数は、太平洋で実施される訓練から先に付与します。

※五管区水路通報に関するお問合せはこちらまで

〒650-8551 神戸市中央区波止場町1-1

第五管区海上保安本部海洋情報部監理課情報係

TEL:078-391-6651(内線2515、2516) FAX:078-332-6307(自動受信)

<a href="#">五管区水路通報</a> バックナンバー	<a href="#">水路通報等の解説</a>	<a href="#">水路測量実施区域</a>
<a href="#">小型船舶実技講習</a> <a href="#">ヨット等レース区域</a> (年間を通して実施)	<a href="#">定置漁具の敷設情報</a>	<a href="#">海上保安庁による訓練実施海域</a> (年間を通して実施)

## ★5年213項 紀伊水道 ー 和歌山下津港、和歌山区、南区 航泊禁止区域設定

和歌山下津港において、船舶の航泊が禁止される。(行事に従事する船舶及び官公庁船の船舶を除く。)

期 間 令和5年7月23日(予備日7月26日)1900~2130

区 域 下記5地点を結ぶ線及び陸岸により囲まれる区域

(1) 34-12-21N 135-08-33E(岸線上)

(2) 34-12-26N 135-08-18E

(3) 34-12-33N 135-08-15E

(4) 34-12-42N 135-08-17E

(5) 34-12-48N 135-08-21E(防波堤上)

備 考 上記(1)(5)に黄色点滅灯、(2)~(4)に黄色灯付浮標が設置される  
雨天等により行事が実施できない場合、航泊禁止は解除される  
警戒船を配備

海 図 W1150(JP共)

出 所 和歌山下津港長公示第05-1号(5.7.3)



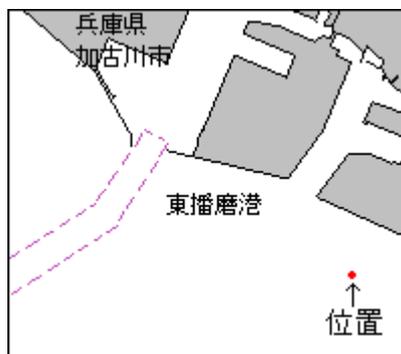
## ★5年214項 瀬戸内海 ー 東播磨港 魚礁存在

東播磨港において、魚礁が存在する。

位 置 34-40-59N 134-51-43E 付近

海 図 W107(JP共)

出 所 加古川海上保安署



## ★5年215項 瀬戸内海 ー 東播磨港 沈船存在

五管区水路通報2年18号460項削除

東播磨港において、沈船(プレジャーボート、長さ約9m)が存在する。

位 置 34-41-17N 134-51-18E 付近

海 図 W107(JP共)  
出 所 加古川海上保安署



★5年216項 瀬戸内海 — 姫路港、網干区、第2区 灯浮標廃止

網干揖保川口灯浮標(灯台表第1巻3879)(34-45.7N 134-35.3E)は廃止される。

予定日 令和5年8月3日(予備日8月4日)  
海 図 W134B(JP共)－W1113－W150B  
出 所 五本部交通部



★5年217項 瀬戸内海 — 淡路島、福良港 防波堤築造工事

福良港煙島付近において、潜水土・起重機船等による防波堤築造工事が実施されている。

期 間 令和6年1月31日まで 日出～日没  
区 域 下記2地点を結ぶ線上付近(幅約25m)  
(1) 34-14-57.0N 134-42-35.0E (岸線上)  
(2) 34-14-54.6N 134-42-31.2E (岸線上)  
備 考 区域付近に黄色灯付浮標附属の汚濁防止膜を設置  
アンカー位置を示す浮標を設置  
警戒船を配備  
国際信号旗「A」旗を掲揚  
海 図 W112(JP共)  
出 所 神戸海上保安部



## ★5年218項 紀伊水道 — 橘港 水深減少等

### 五管区水路通報 5 年 13 号 126 項削除

西浜公共岸壁前面において、浅所及び水深減少が存在する。

#### 1. 浅所存在

位置 (1) 33-52-12.2N 134-38-32.7E (水深約 5.1m)

#### 2. 海図図載より約 1～1.5m 減少している

区域 下記 3 地点を結ぶ線上付近  
 (2) 33-52-14.7N 134-38-35.7E  
 (3) 33-52-14.9N 134-38-36.4E  
 (4) 33-52-14.4N 134-38-39.0E

海図 W1142

出所 五本部海洋情報部



## ★5年219項 四国南岸 — 足摺岬南方 機器試験

足摺岬南方において、測量船「平洋」(4,000トン)による機器試験が実施される。

期間 令和 5 年 7 月 27 日～29 日(予備日を含む)

区域 2 地点を結んだ線上付近

(1) 32-20N 132-20E

(2) 32-20N 134-20E

備考 船尾から最大 300 メートルのケーブルをえい航する

えい航作業中は灯火又は形象物を掲揚

海図 W1220(JP共)－W157

出所 海上保安庁

